

# 令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度茨城県地域医療構想策定に係る調査分析業務委託

## 2 業務委託の目的

2040年を見据えた新たな地域医療構想を円滑かつ的確に策定するために必要となる、県内の構想区域（二次保健医療圏を基本とする。以下同じ。）・市町村ごとの医療提供体制等の分析、医療需要の将来推計、病床機能区分別の必要病床数の推計等の調査分析及び基礎資料の作成を行い、県の医療提供体制のあり方について、関係者と情報を共有し検討するための資料を作成することを目的とする。

## 3 委託する業務内容

### (1) 地域医療提供体制の協議に必要なデータ分析の実施

・入院医療に加え、外来・在宅医療や介護との連携を含む、2040年を見据えた地域の医療提供体制に係る課題の整理及び今後の方向性の検討に資する基礎資料として、以下のデータ分析・検証、報告資料の作成を行うこと。なお、これらの分析・検証は、厚生労働省が策定する「新たな地域医療構想策定ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」や、厚生労働省所管の各種検討会の資料、本県における地域医療構想や保健医療計画、その他関連計画の内容等を把握し、理解した上で実施すること。

① 構想区域の点検・見直しに係る分析

② 必要病床数に係る分析

③ 医療機関機能に係る分析

④ 外来・在宅医療及び介護との連携に係る分析

⑤ 医療従事者の確保に係る分析

⑥ その他、ガイドライン及び県内の医療関係者の意見等を踏まえ、必要と考えられる分析

・分析結果は、図表・地図等を使用した視認性・判読性の良いものにする。

・データ分析に当たり、県から提供する以下のデータを活用することとし、それ以外のデータについては受託者において入手すること。

#### 【県から提供するデータ】

- ・厚生労働省が提供する推計ツール（国から提供される時期は未定）
- ・県レセプトデータベース（茨城県国民健康保険連合会及び茨城県後期高齢者広域連合から入手した平成26年度から令和5年度分の10年間における医療レセプトデータ及び特定健診データ、及び、令和元年から令和5年度分の5年間における介護レセプトデータが搭載されているデータベース）
- ・医療計画作成支援データブックの各種統計データ
- ・病床機能報告・外来機能報告データ
- ・かかりつけ医機能報告データ
- ・その他（分析内容に応じて、受託事業者と協議のうえ提供）

・県から提供するデータ以外を分析に用いる場合、原則、信頼性の高い公的統計等を用いる

こととし、出典を明示すること

## (2) 地域医療構想調整会議での協議に使用する会議資料の作成

- ・データ分析結果について、地域医療構想調整会議等において関係者に対し説明するための資料を作成すること。なお、資料の作成に当たっては、関係者に対し内容が容易に理解できるよう、表現や構成に工夫を施すこと。
- ・会議資料は、県全体の状況のほか、県内9つの各構想区域（水戸、常陸太田・ひたちなか、日立、鹿行、土浦、取手・竜ヶ崎、つくば、筑西・下妻、古河・坂東）の状況について、作成すること。また、市町村単位で把握可能なデータ分析の結果については、必要に応じて、市町村単位まで行うこと。
- ・想定スケジュールは、下記のとおりであり、当該スケジュールに必要な分析等を順次実施すること。

### 【想定スケジュール（案）】

| 内 容                        | 実施主体  | 時 期                               |
|----------------------------|-------|-----------------------------------|
| 分析項目の検討・決定                 | 県・受託者 | 契約日～5月下旬                          |
| 分析の実施<br>※3(1)①～⑥に記載する項目   | 受託者   | 契約日～3月下旬まで随時<br>※分析スケジュール案は、別紙参照  |
| 地域医療構想調整会議へ提示する分析結果に係る資料作成 | 受託者   | 随時（各構想区域の調整会議開催日の2週間前までに作成・提出のこと） |
| 地域医療構想調整会議への提示             | 県     | 計3回予定<br>（6月頃、10～11月頃、1～2月頃）      |

※国から提供予定である推計ツール等の配布時期が未定であることから、スケジュールは県と受託者で協議しながら進めるものとする。

## (3) 県独自調査の実施

- ・新たな地域医療構想における「医療機関機能」の協議を行ううえで特に必要と考えられる内容に関して、年1回程度、各医療機関への調査等を実施すること。
- ・調査項目は、ガイドラインの内容を踏まえつつ、県と協議を行ったうえで決定すること。また、調査の手法は、効率的かつ効果的な手法を提案すること。

## (4) 報告書の作成

- ・データ分析の結果や各地域医療構想調整会議における協議、県独自調査の結果等を踏まえ、本県における医療提供体制の現状と課題を整理するとともに、医療機関機能及び病床機能の分化・連携を推進するための体制及び医療と介護の連携体制等について検討し、2040年を見据えた医療提供体制の方向性を取りまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の構成は、厚生労働省が策定するガイドラインの内容を踏まえたものとする。
- ・報告書は、図表・地図等を使用した視認性・判読性の良いものとし、必要に応じ修正・加筆対応を行うこと。

## 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 5 業務の進め方

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに調査分析についての工程表を作成し、県へ提出すること。
- (2) 受託者は、調査分析の状況等について、随時県へ資料を示して分かりやすく報告し、県と協議を行いながら本委託業務を進めること。

## 6 本委託業務の遂行に当たっての注意事項

- (1) 本委託業務を遂行するに当たっては、受託者は、本業務の内容及び目的を十分理解し、かつデータの統計処理及び医療計画等について十分知識・経験のある職員を適切に配置し、正確かつ適切に業務を行うこと。
- (2) 受託者は県と協議した内容に従って委託契約の履行に当たることとし、委託内容に疑義が生じた場合は、直ちに県に照会すること。
- (3) データの集計・分析や資料作成については、県と十分に調整を行うこと。
- (4) 県は、必要があると認められるときは、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、または説明を求める等の措置を行うことができるものとする。

## 7 成果物に関する権利等

- (1) 従前より有している著作権又は第三者の著作権を除き、本委託業務において作成された一切の図書類、電子情報等、成果物の著作権は全て県に帰属する。
- (2) 受託者は、本委託契約終了後も含め、業務の成果等を県の承諾を受けずに自ら使用し、他の者に公表、貸与又は使用させてはならない。
- (3) 受託者は、本委託期間経過後といえども、成果物に文章や数値の誤り等も含め瑕疵が発見された場合には、県との協議に基づき、速やかに成果物の訂正、補正その他の措置を講じなければならない。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

## 8 成果品及び納品場所

受託者は、成果品を以下のとおり作成し、県に提出すること。報告書はいずれもWord、Excel、PowerPoint等で作成し、PDFデータも合わせて提出すること。

なお、県の要請に応じて、会議等で使用する資料等について随時提示すること。

- (1) 成果品について
    - ア 地域医療構想調整会議での協議に使用する会議資料(県全体及び各構想区域)
    - イ 報告書「2040年を見据えた茨城県の医療提供体制の方向性」(ガイドラインを踏まえた構成とすること)
    - ウ データ分析時に作成した統計データ等の集計表
    - エ その他、県が必要と認めた調査分析に関する報告書
    - オ 報告書内容及び概要説明資料を記録したCD等の電子媒体一式
- ※なお、県との協議資料、データ分析結果、会議資料等、業務完了前に必要な資料については、随時提出すること。
- (2) 納品場所  
茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁行政棟14階  
茨城県保健医療部医療局医療政策課医療計画・在宅医療グループ

## 9 守秘義務

本委託に関するデータ類は、委託の目的以外に使用してはならない。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、第三者に漏らしてはならないとともに、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、適切に処理しなければならない。

なお、資料の処分などについては県と協議すること。

## 10 その他

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に際して、仕様書に定める事項に疑義が生じた場合には、独自の判断あるいは従前の例によることなく、遅滞なく県と協議の上、対応を決定すること。  
また、県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合には、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (2) 業務遂行に当たっては、県担当者との定期的な協議を行い、進捗状況を報告すること。
- (3) 受託者は業務の一部を委託することができるが、その場合には、再委託先ごとの業務内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、茨城県の了解を得なければならない。
- (4) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (5) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (6) (1)～(5)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込のないときは、契約を解除し、損害補償させることがある。